

# 予算のトピックス

# 1 港区版ふるさと納税制度

ふるさと納税は、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みです。過剰な返礼品に頼らず、納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援するというふるさと納税制度の本来の趣旨をご理解いただき、あるべき姿を実現するために、港区ならではのふるさと納税制度を開始します。ふるさと納税を通じて、活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進します。

## ● 港区版ふるさと納税制度の開始

- 区は、区民や区民以外の方々に、区を応援し、区政に関心を持っていただくため、寄付の使い道を明確にした「港区版ふるさと納税制度」を開始し、従来の窓口での納入方法に加え、新たにインターネット決済を導入し、寄付手続の利便性を向上させます。
- 寄付本来の趣旨に基づき、寄付者に対する返礼品の贈呈は行わず、お礼状や寄付を活用した事業の進捗状況報告を送付します。

**30年度寄付募集事業**

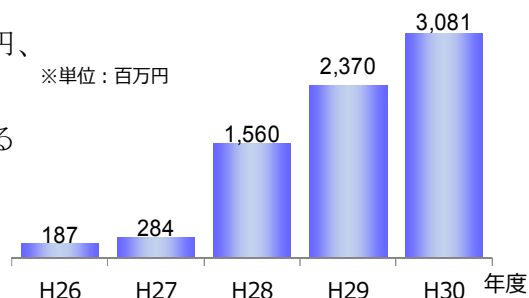
| 事業名                    | 事業内容  | ページ  |
|------------------------|---|------|
| ○ 泳げる海、お台場の実現          |    | P 47 |
| ○ 運河にかかる橋のライトアップ       |    | P 45 |
| ○ 港区マラソン (平成30年12月初開催) |  | P 49 |

## ● ふるさと納税制度と港区への影響額

- ふるさと納税制度は、納税者が寄付先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であることなど、意義のある制度です。
- ふるさと納税制度の規模が急速に拡大した近年では、過剰な返礼品を目的とした寄付が増加し、一部の自治体に寄付が集中する一方で、減収となる自治体もあり、特別区においても財政に与える影響が大きくなっています。

- 港区では、平成28年度では15億6,000万円、29年度では23億7,000万円の減収となり、**30年度には30億8,100万円の減収**となる見込みです。

港区におけるふるさと納税制度による税額控除額（減収額）の推移



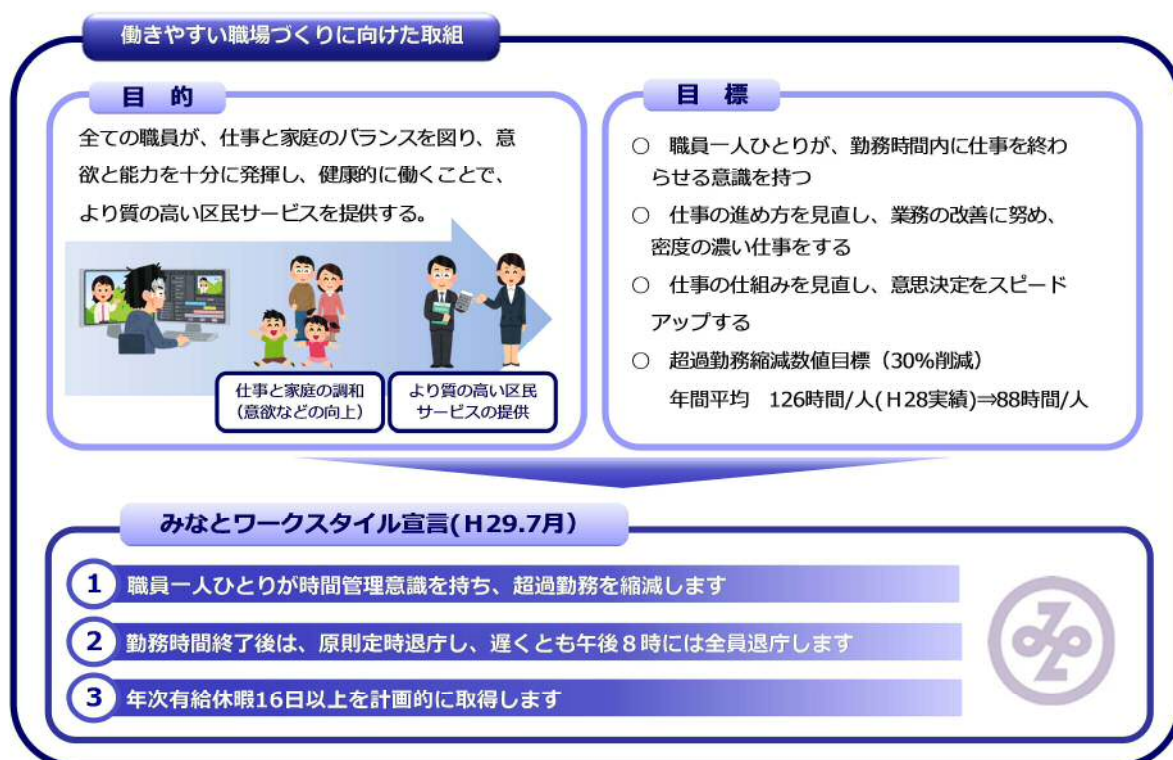
## 2 働きやすい職場づくりとICTによる業務効率化

区では、全ての職員が、仕事と家庭のバランスを図り、意欲と能力を十分に発揮し健康的に働くことで、より質の高い区民サービスを提供することを目的とした、働きやすい職場づくりの取組を進めています。

平成30年度は、業務効率化のため、AI（人工知能）や業務自動化ツールなどの最新のICT（情報通信技術）を積極的に導入します。

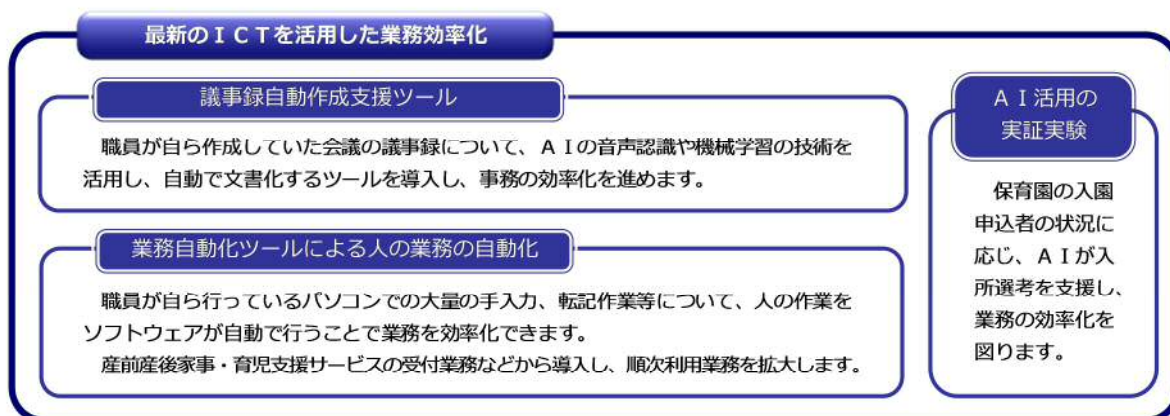
### ● 働きやすい職場づくりに向けた取組

区では、平成29年7月に「みなとワークスタイル宣言」を行い、全庁を挙げて働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



### ● ICTを活用した業務効率化による働きやすい職場づくり

平成30年度は、新たな取組として、最新のICTであるAIやコンピューターによる業務自動化技術（RPA: Robotics Process Automation）を活用した業務効率化を進めます。

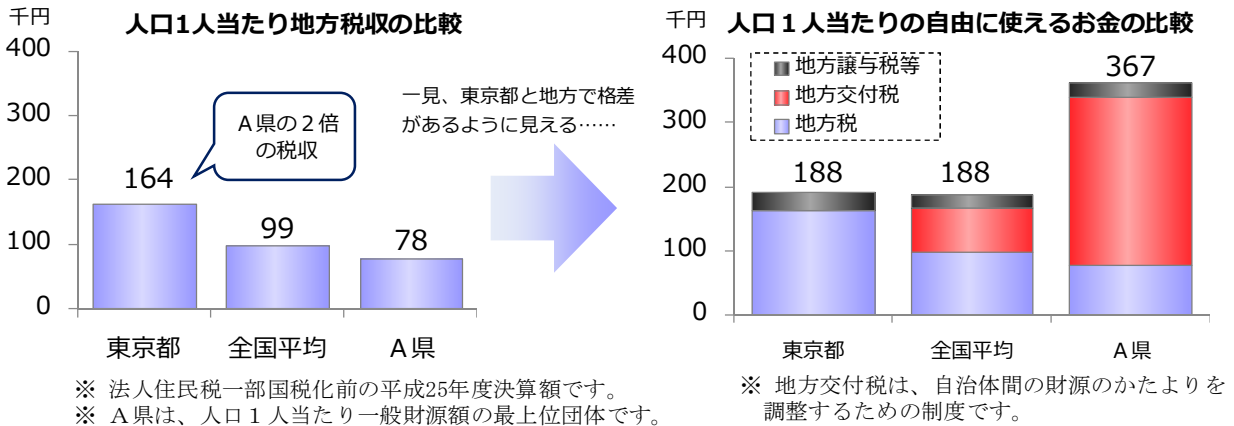


### 3 奪われる区民の税金

？ あなたは知っていましたか？

国は、都市と地方の税収の格差を減らすため、都市部の税金を地方に回す様々な制度改正を行っています。その結果、特別区では、現在、年間 628 億円もの税収が減少しており、今後は、更にこの動きが進み、東京都と併せると年間 6,912 億円もの税収が奪われようとしています。

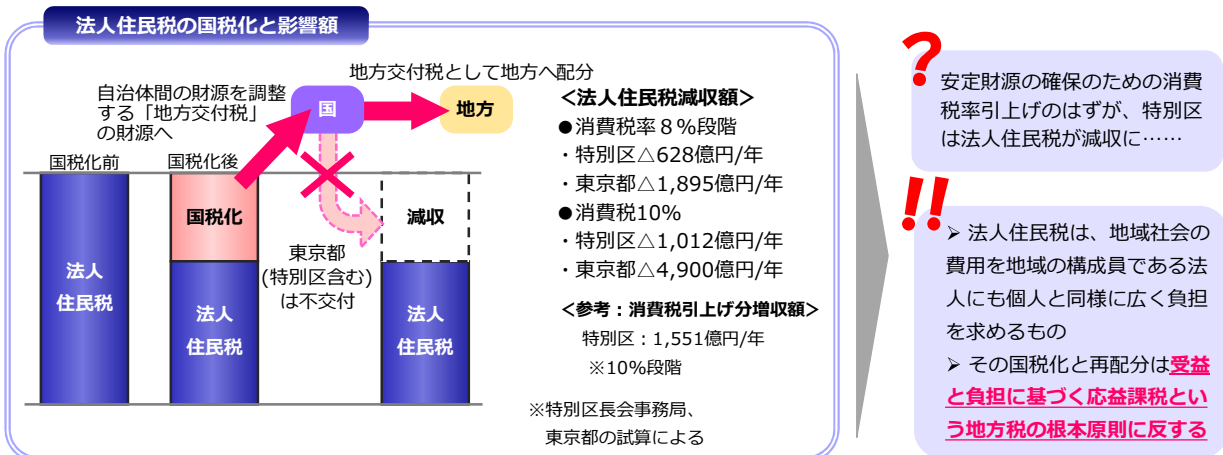
#### ● 都市と地方の税収格差はそんなに大きいのか？



- ▶ 地方交付税制度により、**元々、格差は調整されており、東京都の自由に使えるお金は全国平均程度** ※ A県との比較では約半分の収入
- ▶ それにもかかわらず、国や一部の自治体は**調整前の数値(税収)を取り上げ、税収格差を強調**しています**(都合の良い数字が使われて区民の税金が奪われています！)**

#### ● 消費税率の引上げと法人住民税の一部国税化

消費税率を5%から8%に引上げる際、地方交付税により自治体間の財源の格差は既に解消されているにもかかわらず、財政力格差の拡大防止として、都市部の税収を地方に配分するための法人住民税の一部国税化が行われました。また、特別区や東京都などの反対を押し切り、消費税率10%段階では更に国税化が拡大されることになっています。





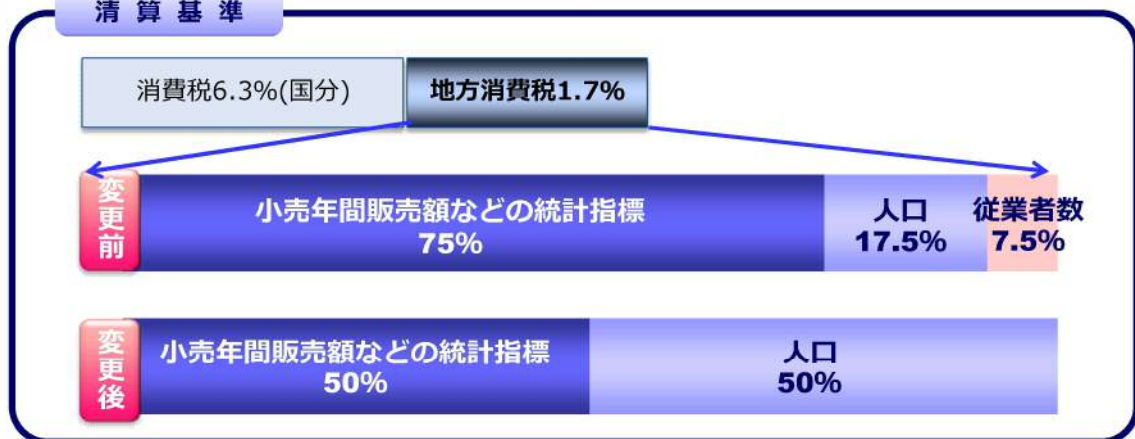
## ● 地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度税制改正大綱（H29.12.22閣議決定）により、地方消費税でも都市部の税金を奪う見直しが行われようとしています。

### 地方消費税の清算と地方消費税交付金の減収

- 地方消費税は、税務署（国）が、消費税と一括で徴収し、都道府県に分配します。
- 税務署のある都道府県に分配された地方消費税は、物品の使用が行われた場所（最終消費地）に帰属させるため、消費に関連する指標（**清算基準**）により、税収を都道府県間で清算しています。
- ところが、「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の制度本来の趣旨を歪め、清算基準に占める「統計」の比率を下げ、「人口」の比率を高めるという、都市部から税収を奪うことを意図した見直しが断行されようとしています。

### 清算基準

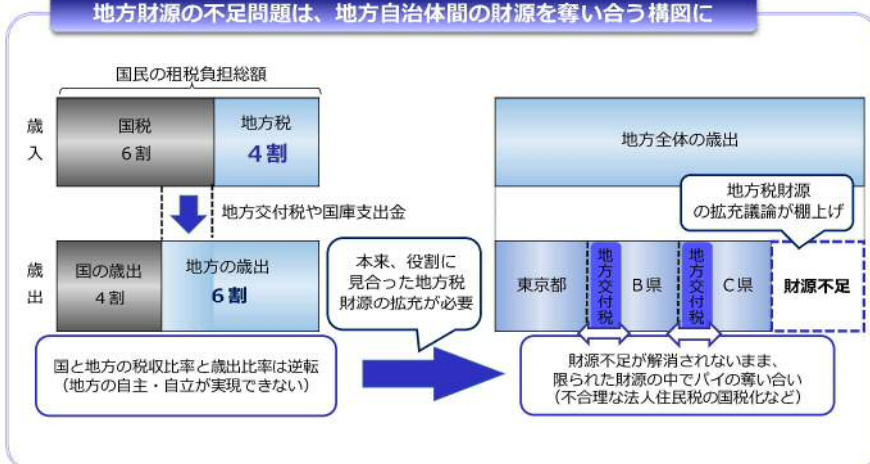


- 平成29年度予算で清算基準の変更を当てはめると、**東京都は1,000億円/年の減収**  
※東京都資料「国の不合理な措置に対する東京都の主張」より
- 東京都は、地方消費税収入の1/2を都内区市町村に交付金として分配するため、**特別区は380億円/年、港区は22億円/年の減収(※)**  
※保育園入所児童約920人分の運営費、予防接種事業・各種がん検診年間予算、いきいきぶらざ16館の年間維持管理費に相当

## ● 地方の役割に見合った税財源の確保

真の地方自治に向け必要なことは、地方自治の根幹を揺るがす法人住民税の国税化や税収の偏在の是正を目的とした清算基準の変更といった、地方間での財源の取り合いではなく、国から地方への税源移譲を進め、地方の役割に見合った税財源を確保していくことにほかなりません。

### 地方財源の不足問題は、地方自治体間の財源を奪い合う構図に



- !! 地方自治の根幹を揺るがす法人住民税の一部国税化は廃止すべき
- !! 地方消費税の清算基準見直しは、税源の偏在是正ではなく、制度本来の趣旨を踏まえた見直しが行われるべき
- !! 総体としての地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むべき
- ★ 特別区は全国自治体との更なる連携により共存共栄を目指します